

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年1月1日
(第23期)	至	2020年12月31日

株式会社インフォーマート

東京都港区海岸一丁目2番3号

(E05609)

目 次

頁

第23期 有価証券報告書

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	6
5	【従業員の状況】	6
第2	【事業の状況】	7
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2	【事業等のリスク】	8
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	12
4	【経営上の重要な契約等】	15
5	【研究開発活動】	15
第3	【設備の状況】	16
1	【設備投資等の概要】	16
2	【主要な設備の状況】	16
3	【設備の新設、除却等の計画】	17
第4	【提出会社の状況】	18
1	【株式等の状況】	18
2	【自己株式の取得等の状況】	24
3	【配当政策】	25
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	26
第5	【経理の状況】	38
1	【連結財務諸表等】	39
2	【財務諸表等】	63
第6	【提出会社の株式事務の概要】	74
第7	【提出会社の参考情報】	75
1	【提出会社の親会社等の情報】	75
2	【その他の参考情報】	75
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	76

監査報告書

2020年12月連結会計年度

2020年12月事業年度

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月26日
【事業年度】	第23期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社インフォマート
【英訳名】	Infomart Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 収
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】	03-5776-1147（代表）
【事務連絡者氏名】	財務・経理執行役員 荒木 克往
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】	03-5777-1710
【事務連絡者氏名】	財務・経理執行役員 荒木 克往
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	6,154,806	6,709,171	7,639,826	8,540,699	8,777,359
経常利益 (千円)	1,947,154	1,751,657	2,335,838	2,460,317	1,457,766
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,205,438	384,009	1,552,656	1,694,827	1,014,232
包括利益 (千円)	1,210,211	391,245	1,558,438	1,697,150	1,025,350
純資産額 (千円)	9,860,641	9,495,270	10,260,572	11,117,586	11,293,804
総資産額 (千円)	11,425,765	11,178,657	12,130,267	12,943,498	13,015,911
1株当たり純資産額 (円)	38.01	41.54	44.89	48.64	49.41
1株当たり当期純利益 (円)	4.65	1.58	6.79	7.41	4.44
自己資本比率 (%)	86.3	84.9	84.6	85.9	86.8
自己資本利益率 (%)	12.5	4.0	15.7	15.9	9.1
株価収益率 (倍)	73.6	212.4	74.0	132.9	221.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,394,185	2,529,033	3,113,426	2,678,097	1,981,621
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,398,062	△1,818,307	△1,047,100	△906,826	△1,342,735
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△732,995	△457,024	△843,105	△840,627	△849,318
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,862,625	5,116,258	6,337,595	7,267,745	7,055,826
従業員数 (名)	345	388	399	462	505
(外、平均臨時雇用者数)	(82)	(83)	(56)	(56)	(78)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員を記載しており、派遣及び臨時雇用社員の期中平均雇用人員数は、それぞれ外数で記載しております。

3. 当社は、2017年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高 (千円)	6,099,371	6,674,409	7,596,258	8,536,652	8,773,383
経常利益 (千円)	1,958,276	1,811,208	2,394,154	2,457,261	1,438,830
当期純利益 (千円)	1,220,121	310,719	1,498,904	1,691,832	1,017,786
資本金 (千円)	3,212,512	3,212,512	3,212,512	3,212,512	3,212,512
発行済株式総数 (株)	64,857,800	129,715,600	129,715,600	129,715,600	259,431,200
純資産額 (千円)	10,048,242	9,602,345	10,308,113	11,159,805	11,328,459
総資産額 (千円)	11,590,933	11,261,179	12,157,291	12,975,395	13,018,874
1株当たり純資産額 (円)	38.73	42.01	45.10	48.82	49.56
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	11.80 (5.90)	6.54 (3.27)	7.34 (3.67)	7.41 (3.68)	3.71 (1.85)
1株当たり当期純利益 (円)	4.70	1.28	6.56	7.40	4.45
自己資本比率 (%)	86.7	85.3	84.8	86.0	87.0
自己資本利益率 (%)	17.1	3.2	15.1	15.8	9.1
株価収益率 (倍)	72.7	262.6	76.6	133.1	221.0
配当性向 (%)	62.7	255.1	56.0	50.1	83.3
従業員数 (名)	327	372	384	455	498
(外、平均臨時雇用者数)	(82)	(83)	(56)	(56)	(78)
株主総利回り (%)	115.5	114.7	171.5	334.3	335.2
(比較指標：TOPIX (配当込)) (%)	(100.3)	(122.6)	(103.0)	(121.7)	(130.7)
最高株価 (円)	1,373	965	1,612	1,997	1,130
	※1 710			※2 998	
最低株価 (円)	841	567	661	977	466
	※1 665			※2 966	

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員を記載しており、派遣及び臨時雇用社員の期中平均雇用人員数は、それぞれ外数で記載しております。

3. 当社は、2017年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第19期の事業年度別最高・最低株価のうち※1は株式分割(2017年1月1日、1株→2株)による権利落後の最高・最低株価であります。第22期の事業年度別最高・最低株価のうち※2は株式分割(2020年1月1日、1株→2株)による権利落後の最高・最低株価であります。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【沿革】

1998年2月	フード業界（注1.）企業間電子商取引（BtoB）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォマート）」の運営を行うことを目的として、東京都大田区南馬込に株式会社インフォマートを設立
1998年6月	「eマーケットプレイス」のサービス開始
1999年8月	福岡カスタマーセンター（福岡市博多区）を開設
2000年6月	社団法人日本フードサービス協会（現：一般社団法人日本フードサービス協会）と外食産業界向「JF FOODS Info Mart」の共同事業を開始
2000年6月	本社を港区浜松町へ移転
2000年10月	三菱商事株式会社、三井物産株式会社、三和キャピタル株式会社（現：三菱UFJキャピタル株式会社）、ICGジャパン株式会社（現：ハチソンハーバーリングテクノロジーインベストメントリミテッド）による資本参加
2000年11月	「eマーケットプレイス」における「決済代行システム」のサービス開始
2001年6月	「eマーケットプレイス」における「アウトレットマート」のサービス開始
2001年7月	社団法人日本セルフ・サービス協会（現：一般社団法人新日本スーパーマーケット協会）と小売業界向「JSSA FOODS Info Mart（現：NSAJ FOODS Info Mart）」の共同事業を開始
2001年7月	大阪商工会議所と「The business mall」（注2.）に関して業務提携
2002年2月	日経ネットビジネス 第5回ECグランプリ「2002BtoB特別賞」を受賞
2002年9月	「eマーケットプレイス」における「自動マッチングシステム」のサービス開始
2003年2月	「ASP受発注システム」のサービス開始
2005年4月	「FOODS信頼ネット」のサービス開始
2006年3月	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 2005年度ニュービジネス大賞「特別賞」を受賞
2006年8月	株式会社東京証券取引マザーズに当社株式を上場
2007年7月	「(旧)ASP商談システム」のサービス開始
2008年3月	「FOODS信頼ネット」を「ASP規格書システム」と改め、サービス開始
2008年4月	「食品食材市場」「備品資材市場」「(旧)ASP商談システム」を統合し、新たに「ASP商談システム」してサービス開始
2008年9月	サービス産業生産性協議会 第3期ハイ・サービス日本300選を受賞
2009年5月	香港に「株式会社インフォマートインターナショナル」を設立
2009年8月	北京に「インフォマート北京コンサルティング有限公司」を設立
2009年11月	「ASP受注・営業システム」のサービス開始
2010年1月	本社を港区芝大門へ移転
2010年1月	メーカー・卸間クラウド型システム提供会社「株式会社インフォライズ」を設立
2011年3月	初の他業界展開「BEAUTY Info Mart」及び「MEDICAL Info Mart」のサービス開始
2012年3月	「ECO Mart」のサービス開始
2013年1月	「ASPメニュー管理システム」のサービス開始
2013年8月	西日本営業所（大阪市淀川区）を開設
2013年9月	「WORLD FOODS Navi」のサービス開始
2014年4月	「フーズチャンネル」のサービス開始
2014年5月	「ASP商談システム」の「B2B専用ホームページ」サービス開始
2015年1月	「ASP請求書システム」の稼働開始（現：BtoBプラットフォーム 請求書）
2015年10月	第9回ASPICクラウドアワード2015ASP・SaaS部門ベストイノベーション賞を受賞
2015年10月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2016年1月	「BtoBプラットフォーム」にサービスブランド名を変更、提供開始
2016年8月	本社を港区海岸（現在）へ移転
2017年2月	「BtoBプラットフォーム 業界チャンネル」のサービス開始
2017年9月	「BtoBプラットフォーム 見積書」のサービス開始
2018年7月	「BtoBプラットフォーム 契約書」のサービス開始
2018年8月	一般財団法人 船井財団主催の「グレートカンパニーアワード2018」でグレートカンパニー大賞を受賞
2018年11月	第12回ASPIC・IoT・AI・クラウドアワード2018 ASP・SaaS部門 先進技術賞を受賞
2019年1月	「株式会社インフォライズ」（当社子会社）を吸収合併
2020年1月	「電子請求書早払い」のサービス開始
2020年3月	「BtoBプラットフォーム 受発注 for 製造業」のサービス開始

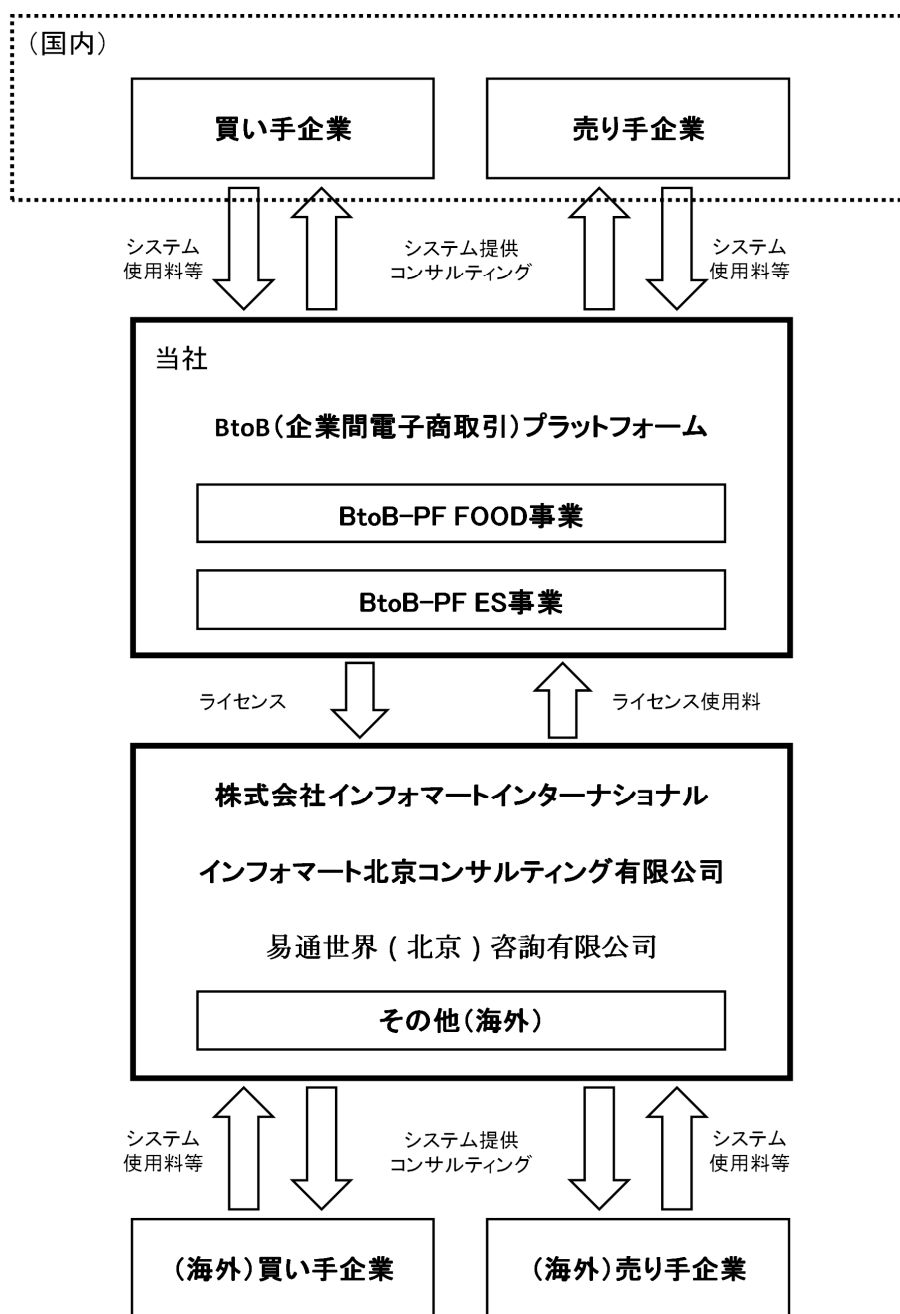
- (注) 1. 「フード業界」とは、食品業界及び小売業界、サービス業界の一部を含む「食」に関連する業界を示しております。具体的には、食に関連する食品製造・特産品販売者・農協・漁協・卸売業・生産者・外食・ホテル・旅館・スーパー・小売・百貨店・惣菜、給食、弁当等を取扱う業種等の企業をいいます。
2. 「The business mall」とは、全国の商工会議所などが共同運営する企業情報サイトであります。具体的には、企業情報紹介サービスを核として、中小企業のEC（電子商取引）取組み支援を行い、全国の中小企業のビジネスマッチングを促進しております。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は2020年12月31日現在、当社（株式会社インフォーマット）、連結子会社3社によって構成されております。

当社グループは、「テクノロジー集団として、あらゆる業界にBtoBプラットフォームを提供し、グローバルなBtoBインフラ企業を目指す」ことを基本方針とし、主にフード業界BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームを運営し、プラットフォームを利用企業（注1.）に提供しております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。



(1) BtoB-PF FOOD事業

「BtoB-PF FOOD事業」は、企業間の日々の受発注業務・伝票処理等がインターネット上で行える「BtoBプラットフォーム 受発注」、商品規格書（注2.）の標準フォーマットをインターネット上で搭載する「BtoBプラットフォーム 規格書」を提供しております。

「BtoBプラットフォーム 受発注」は、発注側である買い手企業の本部・店舗と、受注側である売り手企業との間で行われる日々の受発注業務を効率化し、データ化することで、業務コストの削減を実現します。また、売上・仕入状況のリアルタイムでの把握、店舗管理、買掛・売掛の早期確定等を可能とし、経営の効率化に役立つシステムです。

「BtoBプラットフォーム 規格書」は、売り手企業において、自社商品規格書データベースの構築、商品規格書の提出業務の改善、社内での情報共有等を可能とし、買い手企業において、商品規格書データベースの一元管理、お客様の問い合わせへの速やかな対応等を可能とするシステムです。また、自社商品規格書管理システムとして利用することで、「食の安心・安全」体制の強化を図ることが可能です。

当社グループは、「BtoBプラットフォーム 受発注」「BtoBプラットフォーム 規格書」の安定的かつ継続的な提供に努めながらシステムの運営者として、一定のシステム使用料及びセットアップ費用をいただいております。なお、当社は、「BtoBプラットフォーム 規格書」のシステム運営者であり、各商品規格書の内容を保証するものではありません。

(2) BtoB-PF ES事業

「BtoB-PF ES事業」は、企業間の請求書を電子化し、取引先からの請求書を受取る業務と、取引先に請求書を発行する業務をインターネット上で行える、「BtoBプラットフォーム 請求書」を提供しております。「BtoBプラットフォーム 請求書」は、全業界に対応した受取業務の「受取モデル」、発行業務の「発行モデル」を実装しているため、受取側・発行側の両方で業務時間短縮・コスト削減が実現し、企業のペーパーレス化に繋がります。

また、取引先マッチング機能による新規取引先の開拓から、既存取引先との商談・受発注・請求までをインターネット上で行える「BtoBプラットフォーム 商談」を提供しております。「BtoBプラットフォーム 商談」は、BtoB専用の販売・購買システムとして、企業の営業力・購買力強化、業務時間短縮、コスト削減など新規開拓、既存取引先との商取引の最適化が実現します。

さらに、企業間の契約書を電子化し、企業間の契約書締結業務をインターネット上で行える「BtoBプラットフォーム 契約書」は、企業間の商行為のさらなる利便性の向上とペーパーレスを実現することができます。

当社グループは、「BtoBプラットフォーム 請求書」、「BtoBプラットフォーム 商談」及び「BtoBプラットフォーム 契約書」の安定的かつ継続的な提供に努めながらシステムの運営者として、一定のシステム使用料、「決済代行サービス」（注3.）では、取引額に一定の割合をかけた手数料をいただいております。

(3) その他

中国・台湾での「SaaSシステム」を提供しております。

- (注) 1. 利用企業は、原則として事業者（法人事業者を主な対象としておりますが、個人事業者も含まれます）に限定しております。
2. 「商品規格書」とは、取扱商品の仕様を確認するために、売り手企業が買い手企業に提出する帳票であります。商品規格・商品特徴などの基本情報、原材料情報、包装への表示情報、製造工程・品質情報などの情報が記入されています。
3. 「決済代行サービス」とは、「BtoBプラットフォーム 商談」で、より安心により効率的に新規の取引を行うために、売掛金保証及び一括決済機能を提供するシステムであります。買い手企業からの代金回収は、ファクタリング会社、信販会社等により当社への支払いにつき保証もしくは立替を受けることで行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社インフォマートインターナショナル (注) 1.	香港	3,600万香港ドル	海外におけるBtoBプラットフォームのライセンス販売	100.0	役員の兼任あり
インフォマート北京コンサルティング有限公司 (注) 2. 4.	中国北京市	296.9万米ドル	中国におけるBtoBプラットフォームのコンサルティングサービス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
易通世界(北京) 咨询有限公司 (注) 3. 5.	中国北京市	1,024万元	中国におけるBtoBプラットフォームの提供	100.0 [100.0]	—
(持分法適用会社) I & M株式会社	東京都港区	262.5百万円	インターネット情報サービス等事業を営む会社の株式保有、当該会社の事業活動の管理	50.0	—

- (注) 1. 特定子会社に該当しております。
 2. 議決権の所有割合の () 内は間接保有割合を示しております。
 3. 議決権の所有割合の [] 内は間接出資割合を示しております。
 4. インフォマート北京コンサルティング有限公司は、株式会社インフォマートインターナショナルの子会社であります。また、24.7万米ドルの増資を行っております。
 5. 易通世界(北京) 咨询有限公司は、インフォマート北京コンサルティング有限公司の子会社であります。また、130万元の増資を行っております。
 ※インフォマート北京コンサルティング有限公司及び易通世界(北京) 咨询有限公司について、事業の整理等の実施を予定しているため、2020年11月30日に中国・台湾におけるBtoBプラットフォームの提供を停止しました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
BtoB-PF FOOD	161 (1)
BtoB-PF ES	122 (12)
その他	7 (-)
全社 (共通)	215 (65)
合計	505 (78)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 3. その他区分は、海外事業であります。
 4. 全社(共通)は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属している従業員であります。
 5. 従業員数が前連結会計年度末に比べ43名増加しましたのは、業容拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年12月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
498 (78)	34.6	5.68	5,556

セグメントの名称	従業員数 (名)
BtoB-PF FOOD	161 (1)
BtoB-PF ES	122 (12)
全社 (共通)	215 (65)
合計	498 (78)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 4. 全社(共通)は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属している従業員であります。
 5. 従業員数が前事業年度末に比べ43名増加しましたのは、業容拡大に伴う採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(経営方針、経営戦略及び対処すべき課題)

当社グループは、「BtoBプラットフォーム」で、取引関係のある企業と企業を、社内を、ビジネスパーソンをつないで結び、会社経営、ビジネススタイルを大きく変えるシステムを提供いたします。そして、企業や人が中心となり自然に業界の垣根を越え、国の垣根を越え、世界に広がるシステム、事業を構築し、グローバルなBtoBプラットフォーム企業を目指してまいります。

中期経営方針である「成長と利益の両立」、「収益源の多角化への仕掛け」に取り組み、中期的な業績目標である売上高100億円突破、営業利益30億円超、売上高営業利益率30%以上を目指してまいります。

「成長と利益の両立」につきましては、BtoBプラットフォームを拡充し、これまでの成長と利益率を基本的に継続しながら、社外の経営資源も適宜取り入れ、BtoBプラットフォームの価値増大に取り組んでまいります。

「収益源の多角化への仕掛け」につきましては、世界のBtoB空間を覆い尽くす当社事業の将来像の実現に向け、個々の取り組みで事業採算をとりながら、戦略的な布石を打ってまいります。

次連結会計年度（2021年1月1日～12月31日）におきましては、積極姿勢を維持しながら、コロナ禍の推移に細心の注意を払いつつ、高まるDX化のニーズを好機と捉え、中期的売上成長の加速策を優先いたします。

「BtoB-PF FOOD事業」では、外食チェーン・個店及び卸、それぞれのニーズに対応し、外食と卸間取引の電子化を促進してまいります。

「BtoB-PF ES事業」では、「BtoBプラットフォーム 請求書」の推進によって請求書の電子化拡大に総合的に取り組み、電子請求書における主導的地位の確立を図ってまいります。

上記の実現のために、利用企業数拡大に応じてサーバー体制を増強し、信頼性を維持いたします。また、主力事業に加え、新規立ち上げ・既存領域再注力に対しても開発費・販売促進費を投入し、さらに他社サービス・システムとの連携強化、利用企業への複合的なサービス、情報提供を模索してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報は、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (4) 新型コロナウイルス感染症について」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの事業について

① 当社グループ事業拡大の前提条件について

当社グループは、インターネットを活用したBtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの運営を主たる事業とし、「BtoBプラットフォーム 受発注」、「BtoBプラットフォーム 規格書」、「BtoBプラットフォーム 商談」、「BtoBプラットフォーム 請求書」等を提供することで、全国の利用企業から月々のBtoBプラットフォーム使用料をいただき、主な収益源としております。

当社グループの事業拡大のためには、利用企業の利便性追求を通じて顧客満足度を向上させ、継続的な利用を維持するとともに、新規企業の獲得による利用企業全体の規模の拡大が必要になります。また、顧客ニーズを重視した提供システムの充実を通じて利用企業の活用するサービス数の増加が必要となります。従いまして、利用企業数の増加、月額顧客単価の増加が当社グループの事業拡大のための前提条件になります。そのため、新規利用企業の獲得、既存利用企業の継続利用、利用企業が当社グループの提供する追加システムを採用することが順調に行われない場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの運営について

当社グループは、BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの運営において原則として企業間取引の専門のインフラ及びビジネスツールを提供する立場であり、売買の当事者とはなりません。

しかしながら、BtoBプラットフォームの利用に関し、利用企業間でトラブルが発生した場合、「利用規約」等において当社グループのリスクを限定する規定を設けているものの、当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、当社グループが法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 利用企業に対する申し込み時の企業審査及び利用開始後の管理について

当社グループは、BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの利用企業について、原則として事業者（法人事業者を主な対象としておりますが、個人事業者も含みます）に限定しており、さらに、利用申込時において一定の企業審査を行うなど、利用開始前の管理を実施しております。

また、利用開始後も当社グループの営業部門において、売り手企業、買い手企業別のコンサルタントが利用企業に対して利用サポートを行う体制を採っており、コンサルティング活動を通じて利用企業の商品内容、商品調達内容及びBtoBプラットフォーム利用状況を確認するとともに、「利用規約」等の遵守状況を管理しております。

しかしながら、利用企業の利用開始前における企業審査や利用開始後の管理にもかかわらず、利用企業間でトラブルが発生した場合には、「利用規約」等に関わらず当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、当社グループが法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 決済及び回収について

当社グループの「BtoB-PF ES事業」における「決済代行サービス」等の提供は、それぞれ特定の金融機関との業務提携により実施しております。また、当社グループの事業収益の基盤である各BtoBプラットフォーム使用料の多くは、特定の集金代行会社を利用し回収を行っております。従いまして、これらの金融機関や集金代行会社との契約が何らかの理由で終了し、もしくは当社グループに不利な内容に変更された場合、又はこれらの金融機関や集金代行会社につき倒産その他の予期せぬ事態が生じた場合、利用企業への上記サービスの提供やBtoBプラットフォーム使用料の回収等に支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 通信及びシステム障害について

当社グループの事業は、外部に管理を委託するサーバーと、これを利用企業の使用するパソコン、携帯電話及びスマートフォン等を結ぶ通信ネットワーク双方に全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合や、その他予測不可能な様々な要因によってシステムがダウンした場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループのシステムは、セキュリティ対策により外部からの不正なアクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合、さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等運営会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン、自然災害の発生によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼働がスムーズに行えない状態になった場合においても当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 取引先情報の管理体制について

当社グループは、サービスの提供にあたり利用企業から各種情報を取得し、利用しております。その中には個人情報も含まれるため、当社グループには「個人情報の保護に関する法律」（注）が定める個人情報取扱事業者として

の義務が課されております。個人情報については、情報管理規程及び各種手順書を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローの確立やアクセス制御等により管理しております。また、派遣社員等を含む全社員を対象とした社内教育に重点を置いており、当社グループの情報管理について教育しております。業務を外部委託する場合には、外部委託事業者との間で秘密保持契約を締結し、委託業務内容に応じた個人情報の管理を遵守するよう監督に努めております。さらに当社グループが運営するBtoBプラットフォームに関しても、情報セキュリティ技術により対策を強化しております。

なお、当社グループは、「ISMS」を運用し、「JIS Q27001:2014(ISO/IEC27001:2013)」認証を取得しております。

しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、個人情報その他の情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループに対する信用の低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「個人情報の保護に関する法律」においては、「個人情報取扱事業者」は、保有する個人情報を本人の同意を得ずに利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用したり、第三者に提供してはならないことなどの義務が課され、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、また従業者及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことが義務づけられております。個人情報の取り扱いについては、主務大臣が報告の徴求、助言、勧告、命令及び緊急命令といった手段によって関与し、特に個人情報取扱事業者に命令違反、報告拒否、虚偽報告などがあった場合には罰則が課せられることがあります。

⑦ 法的規制について

(i) インターネットをめぐる法的規制の適用の可能性について

当社グループが事業を展開する国内のインターネット上の情報流通に関しては、その普及及び拡大を背景として現在も様々な議論がなされ、電子契約法等の法的規制が整備されつつあります。今後において、情報を提供する場の運営者に対しての新たな法律の制定やあるいは何らかの自主的なルールの制定が行われること等により、当社グループの事業が新たな制約を受ける可能性があります。また、当社グループの運営する各BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームは、電気通信事業法に定義される「電気通信事業」に該当し、今後、同法の規制が強化された場合、当社グループの事業に制約が加わる可能性もあります。さらに、インターネットビジネス自体の歴史が浅いため、今後新たに発生し、又は今まで顕在化しなかったビジネスリスクによって、現在想定されない訴訟等が提起される可能性もあります。かかる場合、その訴訟等の内容によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(ii) 食品・食材に関する法的規制について

当社グループの「BtoB-PF ES事業」では、売り手企業と買い手企業がそれぞれの食品食材の商品・調達情報を交換し、商取引を行う場であるインターネット上の「BtoBプラットフォーム 商談」の運営をしております。従いまして、本事業で取り扱う食品食材の販売及び情報の表現については、主に生鮮食品、加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示等を規定する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）及び栄養表示基準の明示、誇大表現の禁止を規定する健康増進法等による規制を受けておりますので、当社グループでは、担当部署及び担当コンサルタントにより「BtoBプラットフォーム 商談」の利用企業の商品カタログ等における商品の情報に法的規制に抵触する内容がないかどうかを業務マニュアルに基づき随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合、新たな対策が必要となり、「BtoBプラットフォーム 商談」上での食品・食材の情報の掲示に関して支障をきたす可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 知的財産権について

当社グループは、運営するシステム及びサービスの主な名称について商標登録しております。また、自社開発のシステムや当社グループのビジネスモデルに関しても、特許権や実用新案権等の対象となる可能性のあるものについては、その取得の必要性を検討し、6件の特許を取得しております。競合他社が特許等を取得した場合、その内容によっては競争の激化又は当社グループへの訴訟が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、商標権等の知的財産権及び当社グループに付与されたライセンスの保護を図っておりますが、当社グループの知的財産権等が第三者から侵害された場合、並びに知的財産権等の保護のために多額の費用負担が発生する場合、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社グループが使用する技術・コンテンツ等について、知的財産権等の侵害を主張され、当該主張に対する対応や紛争解決のための費用、又は損害が発生する可能性があり、また、将来当社グループによる特定のコンテンツもしくはサービスの提供、又は特定の技術の利用に制限が課せられ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ その他

当社グループは、海外企業との提携によって海外でのBtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの利用拡大を目指し、海外展開する目的で、2009年5月に三井ベンチャーズ・グローバル・ファンド投資事業組合（現三井物産グローバル投資株式会社）との共同出資により「株式会社インフォマートインターナショナル（Infomart International Ltd.）」を香港に設立（2016年10月で合弁事業契約を解消し、当社100%子会社となっております。）し、また、その100%子会社として2009年8月に「インフォマート北京コンサルティング有限公司（Infomart (Beijing) Consulting Limited Company）」を中国に設立いたしました。海外特有の商慣習や規制に対応できない等により事業の推進が困難になった場合には、投資を回収できず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績の推移について

当社グループは、2003年12月期に、売上高の増加に伴い利益面の黒字転換をいたし、以後18年にわたり黒字決算を継続しております。しかしながら、利用企業の状況の変化等により、システム使用料を売上高として積み上げる当社グループの収益モデルに変更を行わざるをえない状況が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、利用企業の利便性向上や新規サービスを提供するために、継続的にソフトウェア開発を行っております。ソフトウェア開発が計画どおり行われた場合でも、既存事業の拡大や新規事業の開発のための投資に見合った収益を得られない可能性があり、投資を回収できず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外部環境について

① 企業間電子商取引（BtoB）市場の拡大可能性について

当社グループは、企業間電子商取引（BtoB）市場を主な事業領域としており、同市場が引き続き拡大することが成長のための基本的な背景と考えております。日本における同市場の規模は、2019年のBtoB-EC市場規模は前年比2.5%増の352兆円、小売・その他サービスを除いた商取引に対する電子商取引の割合であるEC化率が前年比1.5ポイント増の31.7%と、着実に拡大が進んでおります。（経済産業省「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」）

しかしながら、企業間電子商取引（BtoB）市場を巡る新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社グループの期待どおりに同市場の拡大又は、企業間電子商取引（BtoB）の普及が進まない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、企業間電子商取引市場の拡大が進んだ場合であっても、当社グループが同様なペースで順調に成長しない可能性もあります。

② 競合について

当社グループは、BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームにおいて、「BtoB-PF FOOD事業」、「BtoB-PF ES事業」、その他の総合的なサービスの提供とシステム連動により利用企業が効率的かつ効果的に活用できるBtoBプラットフォームを構築しております。また、1998年6月に「A S P商談事業（現BtoB-PF ES事業）」における「食品食材市場（現BtoBプラットフォーム 商談）」の運営を開始して以来、経営資源を利用企業全体でコストシェアすることが可能な標準システムにより安価な価格帯を実現した価格優位性により競争力の強化及び競合他社との差別化に努めております。

しかしながら、当社グループと同様にインターネットを活用しシステムを提供している競合企業が存在しており、これらの企業及び新規参入企業との競合が激化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新型コロナウイルス感染症について

当社グループでは、基本原則として従業員とその家族、取引先企業等、当社のステークホルダーの安全確保を第一に事業活動に取り組んでおります。具体的には、テレワーク化進展による在宅勤務体制の整備に加え、出社時の時差出勤やテレビ会議システムの導入による対面機会を極力減らすことで感染予防に努めております。

新型コロナウイルス感染症については、終息に向かっていくものと想定しておりますが、長期化した場合には、緊急事態宣言の発出に伴う活動自粛要請など、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当面は先行きの見通しが困難な状況が続くものと見込まれ、業績に与える影響を具体的に予想することが困難であります。

① BtoB-PF FOOD事業

「BtoBプラットフォーム受発注」は、主な利用企業である飲食店等が休業・営業時間短縮要請を受け、食材等の流通金額が減少することにより、取引先である食品卸等の売り手企業のうち、従量制（食材取引高に応じて課金）の料金体系を選択した企業のシステム使用料が一時的に減少する可能性が想定されます。

他方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、それまで潜在化していたシステム化による店舗運営の効率化ニーズを顕在化させ、「BtoBプラットフォーム 受発注」及び「BtoBプラットフォーム 規格書」の営業機会が拡大する可能性が想定されます。

② BtoB-PF ES事業

新型コロナウイルス感染症の拡大はデジタルトランスフォーメーション推進を加速させ、テレワーク導入・実施を推進する企業への「BtoBプラットフォーム 請求書」及び「BtoBプラットフォーム 契約書」の営業機会拡大に影響する可能性が想定されます。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2020年1月1日～12月31日）における我が国の経済は、国内外での需要回復を受け景気改善の動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症第三波の影響が深刻化するにつれ企業の業績不透明感が加わり、総じて慎重な姿勢が続く動きとなりました。

当社グループが主に事業を展開する国内のBtoB（企業間電子商取引）市場は、2019年のBtoB-EC市場規模が前年比2.5%増の352兆円、小売・その他サービスを除いた商取引に対する電子商取引の割合であるEC化率が前年比1.5ポイント増の31.7%と、着実に拡大が進んでおります。（経済産業省「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」）

このような環境下において、当社グループは当連結会計年度におきまして、経営方針である、「成長と利益の両立」及び「収益源の多角化への仕掛け」に取り組みました。

その結果、「BtoB-PF FOOD事業」の「BtoBプラットフォーム 受発注」及び、「BtoB-PF ES事業」の「BtoBプラットフォーム 請求書」等の利用拡大により、当連結会計年度末（2020年12月末）の「BtoBプラットフォーム」全体の企業数（海外を除く）は、前連結会計年度末比134,952社増の522,576社、全体の事業所数（海外を除く）は、前連結会計年度末比207,752事業所増の1,032,672事業所となりました（注1）。

当連結会計年度の売上高は、「BtoB-PF FOOD事業」の「BtoBプラットフォーム 受発注」の売り手企業の従量制（食材取引高に応じて課金）システム使用料が、新型コロナウイルスの影響で食材等の流通金額が大幅に減少したことで減少いたしました。また、「BtoB-PF ES事業」の「BtoBプラットフォーム 請求書」のシステム使用料が、業務効率化及び新型コロナウイルスの影響によるDX（デジタルトランスフォーメーション）化への関心の高まりとテレワークの進展により増加し、8,777百万円と前年度比236百万円（2.8%）の増加となりました。利益面は、売上原価における前連結会計年度（2019年9月）からの利用拡大に応じたサーバー体制の増強継続によるデータセンター費の増加、販売費及び一般管理費における事業拡大に必要な営業及び営業サポート人員の補強等による人件費の増加と利用企業数増加に向けた販売促進費等の積極的な投下により、営業利益は1,471百万円と前年度比998百万円（40.4%）の減少、経常利益は1,457百万円と前年度比1,002百万円（40.7%）の減少、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,014百万円と前年度比680百万円（40.2%）の減少となりました。

（注1）「BtoBプラットフォーム」全体の企業数とは、「BtoBプラットフォーム」に登録された有料及び無料で利用する企業数のうち重複企業を除いた企業数であり、全体の事業所数とは、本社・支店・営業所・店舗の合計数であります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(i) BtoB-PF FOOD事業

「BtoBプラットフォーム 受発注」は、新型コロナウイルスの影響により、外食チェーン、ホテル等の食材仕入高が前年度比で継続的に減少したことにより、その取引先の食品卸等の売り手企業のうち、従量制（食材取引高に応じて課金）の料金体系を選択した企業のシステム使用料が減少いたしました。また、新規営業において、外食・観光業界等の苦境の影響もあり、買い手新規契約企業数が減少し、セットアップ売上高が減少いたしました。当連結会計年度末の買い手企業数は3,185社（前連結会計年度末比121社増）、売り手企業数は37,932社（同1,736社増）となりました（注2）。また、「BtoBプラットフォーム 規格書」は、食の安心・安全、アレルギー対応の意識の高まりから、各機能の利用企業数が増加いたしました。当連結会計年度末の買い手機能は806社（前連結会計年度末比72社増）、卸機能は697社（同30社増）、メーカー機能は8,112社（同964社増）となりました（注2）。

当連結会計年度の「BtoB-PF FOOD事業」の売上高は6,687百万円と前年度比139百万円（2.0%）の減少、営業利益は2,687百万円と前年度比686百万円（20.3%）の減少となりました。

(ii) BtoB-PF ES事業

「BtoBプラットフォーム 請求書」は、既存の有料契約企業の請求書電子データ化の推進により、ログイン社数が増加いたしました。請求書の新規契約企業数は、業務効率化及び新型コロナウイルスの影響によるDX化への関心の高まりとテレワークの進展により、フード業界に加え幅広い業界で堅調に拡大いたしました。当連結会計年度末の「BtoBプラットフォーム 請求書」の企業数は513,040社（前連結会計年度末比135,363社増）（注2）、その内数である受取側契約企業数は3,514社（同429社増）、発行側契約企業数は1,822社（同460社増）、合計で5,336社（同889社増）となりました（注2）。また、「BtoBプラットフォーム 商談」の買い手企業数は7,477社（同38社増）、売り手企業数は1,424社（同104社減）となりました（注2）。

当連結会計年度の「BtoB-PF ES事業」の売上高は、「BtoBプラットフォーム 請求書」の受取・発行有料契約企業数の増加及びその稼働によりシステム使用料が増加し、2,085百万円と前年度比375百万円（22.0%）の増加、営業損失は「BtoBプラットフォーム 請求書」の事業拡大に必要な営業及び営業サポート人員の補強等による人件費の増加や利用企業数増加に向けた販売促進費等が増加し、1,218百万円（前年度は営業損失898百万円）となりました。

(iii) その他

中国・台湾での「SaaSシステム」の提供をいたしました。

当連結会計年度の「その他」の売上高は44百万円（前年度は売上高44百万円）、営業損失は4百万円（前年度は営業損失8百万円）となりました。

（注2）セグメント別の企業数は、システムを利用する企業数の全体数を表示しております。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」）の残高は、前連結会計年度末に比べ211百万円減少し、7,055百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、1,981百万円（前連結会計年度は2,678百万円の収入）となりました。主な収入は、税金等調整前当期純利益1,408百万円、減価償却費996百万円であり、主な支出は、法人税等の支払額472百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、1,342百万円（前連結会計年度は906百万円の支出）となりました。主な支出は、「BtoBプラットフォーム」等システム開発に伴う無形固定資産の取得による支出987百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、849百万円（前連結会計年度は840百万円の支出）となりました。主な支出は、配当金の支払額849百万円等であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

（i）生産実績

当社の主な業務は、BtoBプラットフォームの運営、各種サービスの提供であり、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

（ii）受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前期比（％）	受注残高（千円）	前期比（％）
BtoB-PF FOOD事業	6,691,254	97.5	455,721	100.7
BtoB-PF ES事業	2,105,659	122.3	284,448	107.7
その他	37,485	85.1	3,300	31.6
合計	8,834,400	102.4	743,469	102.3

（注）1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 受注高及び受注残高の内容は、次のとおりとなっております。

・各セグメント共通

各セグメントの受注高は、主に当連結会計年度に新規利用及び利用継続で確定したシステム使用料等であり、受注残高は翌月以降に売上計上が確定しているシステム使用料等であります。

・BtoB-PF ES事業

受注高には、当連結会計年度に新規利用及び利用更新により確定したシステム使用料等含まれ、受注残高には、年間契約に基づく未経過期間のシステム使用料等が含まれております。

・その他

受注高には、当連結会計年度に確定したシステム受託開発売上等が含まれ、受注残高には、翌月以降に売上計上が確定しているシステム受託開発売上等が含まれております。

（iii）販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前期比（％）
BtoB-PF FOOD事業	6,687,976	98.0
BtoB-PF ES事業	2,085,407	122.0
その他	44,619	100.9
セグメント間取引	△40,643	—
合計	8,777,359	102.8

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(i) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末（2020年12月末）の資産合計は、13,015百万円（前連結会計年度末比72百万円増）となりました。

流動資産は、8,811百万円（前連結会計年度末比243百万円減）となりました。主な減少要因は現金及び預金が211百万円減少したことなどによるものであります。

固定資産は、4,204百万円（前連結会計年度末比315百万円増）となりました。主な増加要因はソフトウェア仮勘定が172百万円、関係会社株式が250百万円増加したことなどによるものであります。

当連結会計年度末（2020年12月末）の負債合計は、1,722百万円（前連結会計年度末比103百万円減）となりました。

流動負債は、1,690百万円（前連結会計年度末比106百万円減）となりました。主な減少要因は未払法人税が169百万円減少したことなどによるものであります。

固定負債は、31百万円（前連結会計年度末比2百万円増）となりました。主な増加要因は資産除去債務が2百万円増加したことによるものであります。

純資産は、11,293百万円（前連結会計年度末比176百万円増）となりました。主な増加要因は利益剰余金が165百万円増加したことなどによるものであります。

(ii) 当連結会計年度の経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、8,777百万円（前年度比2.8%増）となりました。

「BtoB-PF FOOD事業」の売上高は、新型コロナウイルスの影響により、外食チェーン、ホテル等の食材仕入高が前年度比で継続的に減少したことにより、その取引先の食品卸等の売り手企業のうち、従量制（食材取引高に応じて課金）の料金体系を選択した企業のシステム使用料が減少いたしました。また、新規営業において、外食・観光業界等の苦境の影響もあり、買い手新規契約企業数が減少し、セットアップ売上高が減少いたしました。「BtoBプラットフォーム規格書」は、食の安心・安全、アレルギー対応の意識の高まりから、各機能の利用企業数が増加し、6,687百万円と前年度比139百万円(2.0%)の減少となりました。

「BtoB-PF ES事業」の売上高は、「BtoBプラットフォーム 請求書」の既存の有料契約企業の請求書電子データ化の推進により、ログイン社数が増加いたしました。請求書の新規契約企業数は、業務効率化及び新型コロナウイルスの影響によるDX化への関心の高まりとテレワークの進展により、フード業界に加え幅広い業界で堅調に拡大したことから、2,085百万円と前年度比375百万円(22.0%)の増加となりました。

「その他」の売上高は、中国・台湾で「SaaSシステム」の提供したことから、44百万円（前年度44百万円）となりました。

(売上原価・売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、2,694百万円（前年度比17.7%増）となりました。主な項目は、BtoBプラットフォームのシステム開発に伴うソフトウェア償却費808百万円、今後の利用拡大に備えたサーバー増強により増加したデータセンター費1,027百万円であります。この結果、売上総利益は6,082百万円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、4,610百万円（前年度比21.9%増）となりました。主な項目は、給与手当1,625百万円、販売促進費590百万円、賞与412百万円、支払手数料340百万円であります。

(営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益)

利益面は、売上原価における前連結会計年度（2019年9月）からの利用拡大に応じたサーバー体制の増強継続によるデータセンター費の増加、販売費及び一般管理費における事業拡大に必要な営業及び営業サポート人員の補強等による人件費の増加と利用企業数増加に向けた販売促進費等の積極的な投下により、営業利益は1,471百万円（前年度比40.4%減）、経常利益は1,457百万円（前年度比40.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,014百万円（前年度比40.2%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(i) キャッシュ・フローの状況について

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(ii) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、「BtoBプラットフォーム」のデータサーバ費用のほか、人件費及び販促費等を中心とした営業費用であります。また、投資を目的とした資金需要としましては、「BtoBプラットフォーム」のシステム運営及び開発によるものであります。

上記運転資金及び投資資金につきましては、内部資金及び金融機関からの借入により資金調達を行っております。

なお、当連結会計年度末における短期借入金の残高は770,000千円となっております。

また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は7,055,826千円となっております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による今後の影響等を含む仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（追加情報）」に記載しております。

また、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

⑤ 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は1,450,160千円であります。セグメント別の設備投資は、次のとおりであります。

(1) BtoB-PF FOOD事業

「BtoBプラットフォーム 受発注」及び「BtoBプラットフォーム 規格書」に関するサイト開発費等616,542千円の投資を実施いたしました。

(2) BtoB-PF ES事業

「BtoBプラットフォーム 請求書」及び「BtoBプラットフォーム 商談」に関するサイト開発費等833,618千円の投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

提出会社

2020年12月31日現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、 器具及 び備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	BtoB-PF FOOD事業 BtoB-PF ES事業	事務所 サーバー パソコン 什器等	93,409	21,999	2,278,366	204,761	2,598,537	420 (62)
さとむすび (東京都大田区)	BtoB-PF ES事業	飲食店舗 用設備	64,334	11,254	—	—	75,589	2 (6)
西日本営業所 (大阪市淀川区)	BtoB-PF FOOD事業	事務所 パソコン 等	1,863	560	—	—	2,423	11 (—)
福岡カスタマーセ ンター (福岡市中央区)	—	事務所 パソコン 等	3,184	4,367	—	—	7,551	65 (10)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 従業員数は就業人員を記載しており、臨時従業員は年間平均雇用人員を () 内に外数で記載しております。

4. 上記のほか主要な賃借資産として以下のものがあります。

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	面積	年間賃借料 (千円)
本社	BtoB-PF FOOD事業 BtoB-PF ES事業	事業所	2,183.14m ²	174,345
さとむすび	BtoB-PF ES事業	飲食店舗	238.30m ²	5,478
西日本営業所	BtoB-PF FOOD事業	事業所	204.42m ²	5,564
福岡カスタマーセンター	—	同上	610.07m ²	11,306
本社	BtoB-PF FOOD事業 BtoB-PF ES事業	サーバーシステム	—	1,028,645

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社 インフォマート	東京都 港区	BtoB-PF FOOD事業 BtoB-PF ES事業	BtoBプラット フォーム に係るソフト ウェアの 開発等	1,768,627	—	自己資金 及び借入金	2021年 1月	2021年 12月	利用企 業数増 加と顧 客利便 性向上

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 2021年度における投資予定金額であります。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	721,408,000
計	721,408,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年3月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	259,431,200	259,431,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	259,431,200	259,431,200	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年1月1日(注)1.	64,857,800	129,715,600	—	3,212,512	—	2,649,287
2020年1月1日(注)1.	129,715,600	259,431,200	—	3,212,512	—	2,649,287

(注) 1. 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	32	23	24	236	15	4,386	4,716	-
所有株式数（単元）	-	456,113	23,227	64,498	1,350,735	55	699,587	2,594,215	9,700
所有株式数の割合（%）	-	17.58	0.90	2.49	52.07	0.00	26.97	100	-

（注）自己株式30,862,604株は、「個人その他」に308,626単元及び「単元未満株式の状況」に4株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD. （常任代理人 立花証券株式会社）	P.O BOX 309 UGLAND HOUSE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY 1-1104, CAYMAN ISLANDS （東京都中央区日本橋茅場町1丁目13-14）	17,343,100	7.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	14,136,900	6.18
米多比 昌治	福岡県福岡市	12,984,200	5.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	P.O. BOX 351, BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A （東京都港区港南2丁目15-1）	12,692,082	5.55
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. （東京都港区港南2丁目15-1）	10,847,900	4.75
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行）	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	7,847,105	3.43
藤田 尚武	千葉県浦安市	6,811,000	2.98
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG （東京都港区港南2丁目15-1）	6,559,577	2.87
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	6,400,000	2.80
株式会社ジェフグルメカード	東京都港区浜松町1丁目29-6 浜松町セントラルビル9階	6,400,000	2.80
計	-	102,021,864	44.64

（注）1. 当社は、自己株式を30,862,604株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 2016年10月17日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドが2016年10月10日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2017年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株券等保有割合（%）
シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド	シンガポール 048624、UOBプラザ#24-21、ラッフルズ・プレイス80	7,383,800	11.38

3. 2019年2月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書においては、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者が2019年2月15日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	8,115,000	6.26
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	2,330,100	1.80
計	—	10,445,100	8.05

4. 2020年12月18日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者が2020年12月15日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	15,695,500	6.05
JPモルガン・アセット・マネジメント (アジア・パシフィック) リミテッド	香港、セントラル、コーノート・ロード 8、チャーター・ハウス21階	1,475,500	0.57
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	1,947,423	0.75
ジェー・ピー・モルガン・セキュリテ ィーズ・ピーエルシー	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウ ーフ、バンク・ストリート25	504,935	0.19
計	—	19,623,358	7.56

5. 2017年9月27日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシーが2017年9月25日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・キャ ピタル・マネージメント・エルエル シー	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サン フランシスコ、エンバーカデロ・センター 4、スイート550	7,846,900	6.05

6. 2019年4月2日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、ティーアイエーエー・シーアールイーエフ・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが2019年3月26日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
ティーアイエーエー・シーアールイーエフ・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ニューヨーク州10017、ニューヨーク市サード・アヴェニュー730	5,089,360	3.92
ティーチャーズ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国ニューヨーク州10017、ニューヨーク市サード・アヴェニュー730	1,618,900	1.25
計	—	6,708,260	5.17

7. 2018年6月4日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者が2018年5月28日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行以外は、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

なお、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者の大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,200,000	2.47
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,868,100	1.44
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	410,600	0.32
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,205,400	0.93
計	—	6,684,100	5.15

8. 2018年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書においては、マフューズ・インターナショナル・ファンズが2018年12月5日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・ファンズ	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ、エンバーカデロ・センター4、スイート550	5,249,200	4.05

9. 2019年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書においては、モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドが2019年11月29日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド	英国 EC2V 7JD ロンドン市、グresham・ストリート10、5階	5,209,800	4.02

10. 2016年4月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、ニッセイアセットマネジメント株式会社が2016年4月15日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2017年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,561,100	3.95

11. 2019年4月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書においては、ワサッチ・アドバイザーズ・インクが2019年3月29日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
ワサッチ・アドバイザーズ・インク	アメリカ合衆国 84108 ユタ州ソールト・レーク・シティ、ワカラ・ウェイ505番3階	4,687,858	3.61

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 30,862,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 228,558,900	2,285,589	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 9,700	—	—
発行済株式総数	259,431,200	—	—
総株主の議決権	—	2,285,589	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式数には、当社所有の自己株式4株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社インフォーマート	東京都港区海岸一丁目2番3号	30,862,600	—	30,862,600	11.90
計	—	30,862,600	—	30,862,600	11.90

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	30,862,604	-	30,862,604	-

(注) 当社は、2020年1月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2021年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、個別業績に応じた配当（基本配当性向50.0%）を継続的に行うこと、及び中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを、配当政策の基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、この配当政策にもとづき、株主還元、安定配当の維持を踏まえ総合的に勘案した結果、中間配当は、1株当たり1.85円の配当、期末配当は、1株当たり1.86円の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、顧客ニーズへの対応、顧客利便性の向上及びシステムの安定稼働のために、今後も「BtoBプラットフォーム」のシステム開発及びサーバー等への有効投資を実施してまいります。

今後につきましても、利益配当による株主に対する利益還元を重視してまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当連結会計年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2020年7月31日 取締役会決議	422,851	1.85
2021年3月25日 定時株主総会決議	425,137	1.86

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要事項として以下のとおり取り組んでおります。

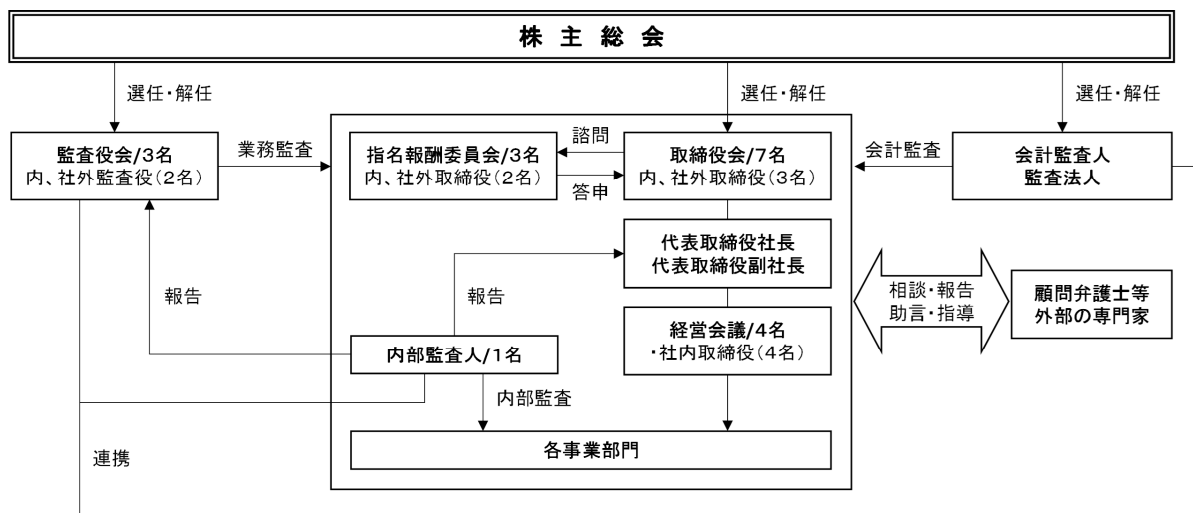
1. 迅速かつ適切な情報開示の実施を通して、株主に対する説明責任を果たしてまいります。
2. 迅速な意思決定及び業務執行のため、経営体制を強化してまいります。
3. 経営監視体制及びコンプライアンス体制の継続的な強化を通して、ステークホルダー（利害関係者）の信頼を得てまいります。

今後も、会社の規模拡大に応じ、コーポレート・ガバナンス体制を適時改善しながら、より一層の充実を図ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、当事業内容に精通した社内取締役4名と独立性が高い社外取締役3名（2021年3月26日現在）で取締役会を構成しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名（2021年3月26日現在）で監査役会を構成しております。当社の現在の事業規模や業態等において、経営の透明性・公正性を保持すること及び監視・監督機能を発揮するにあたり、現時点において最適な体制を構築しております。これにより適切なコーポレート・ガバナンスの実現を可能としております。

本書提出日現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は、以下のとおりであります。



1. 取締役会

毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は、経営から独立した社外取締役3名を含む取締役7名で構成されており、議長は代表取締役社長である長尾収氏が務めております。なお、取締役会の構成員は以下のとおりです。

代表取締役社長 長尾収、代表取締役副社長 藤田尚武、専務取締役 長濱修、常務取締役 中島健、社外取締役 加藤一隆、社外取締役 岡橋輝和、社外取締役 兼川真紀

2. 監査役会

毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会などの会社の重要な会議に出席しているほか、監査役会で策定した方針や分担に基づき監査役監査を実施し、代表取締役の業務執行と取締役の経営行動を監視・監査しております。監査役会は、経営から独立した社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、議長は常勤監査役である宮澤等氏が務めております。なお、監査役会の構成員は以下のとおりです。

常勤監査役 宮澤等、社外監査役 垣花直樹、社外監査役 瀧野良夫

3. 指名報酬委員会

取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会では、取締役会より諮問を受けた事項に関し協議を行い、協議結果を取締役に答申しております。指名報酬委員会は、経営から独立した社外取締役2名を含む取締役3名で構成されており、委員長は社外取締役である加藤一隆氏が務めております。なお、指名報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

社外取締役 加藤一隆、社外取締役 岡橋輝和、代表取締役社長 長尾收

4. 経営会議

当社では、週1回、原則として社内役員が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に基づき、法令、定款に定める事項、会社の業務執行についての重要事項を決定する。
- (ii) 代表取締役社長は、法令、定款及び規則、規程、要領等（以下「社内規程」という）に基づき、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議及び社内規程に従い職務を執行する。
- (iii) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- (iv) 取締役の職務執行状況は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受ける。
- (v) 当社は、「理念」に基づき、取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」を制定し、併せて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて、通報、相談を受け付ける窓口を内部通報者保護規程に基づき設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、人事・総務部門責任者を担当とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を文書管理規程及び職務分掌規程において定める。
- (ii) 責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理する。また、その保存媒体に応じて、安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、当該規程に基づきリスク管理委員会を設置し、個々のリスクを認識し、その把握と管理を行い、またリスク管理責任者を決定し、管理体制を構築する。
- (ii) 重要なし緊急の不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、リスク管理委員会及び顧問弁護士等を含む緊急対策委員会を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役会を毎月開催し、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行う。また、週1回、原則として社内取締役が出席する経営会議を開催し、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行う。
- (ii) 職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程及び職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。
- (iii) 業務管理に関しては、年度毎に予算及び事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行うほか、主要な営業係数については、日次、週次で進捗管理を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に基づき厳正に処分する。また、その徹底を図るため、人事・総務部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役職員教育等を行う。
 - (ii) 内部監査人は、人事・総務部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役社長及び常勤監査役に報告されるものとする。
 - (iii) 法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報者保護規程を運用、活用する。
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) 関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。また、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行う。
 - (ii) 一定の重要事項及びリスク情報に関しては、基準を設け、当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
 - (ii) 当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (i) 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。
 - (ii) 代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
 - (iii) 取締役及び使用人は、重大な法令、又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
 - (iv) 監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
 - (v) 監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことが確保されている。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役と代表取締役社長との間に、定期的な意見交換会を設定する。
 - (ii) 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査人に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - (iii) 監査役は、監査の実施にあたり、必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。
 - (iv) 監査役の職務の執行について生ずる費用については、会社に償還する権利を有する。
11. 財務報告の適正性を確保するための体制
財務報告に係る内部統制の整備、運用を継続的に行う。また、内部監査人により、内部統制の適正性を定期的に評価し、必要に応じて是正を行う。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (i) 社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの接触、不当要求等に対しては毅然とした態度で対応する方針とする。
 - (ii) 人事・総務部門を統括部署とし、外部専門機関（管轄警察署、顧問弁護士等）と連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲内で取引先の属性及び自社株の取引状況を確認する。さらに、反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築する。

ロ. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ニ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ホ. 自己の株式取得の決定機関

当社は、自己の株式取得等会社法第165条第2項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、自己の株式取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

ヘ. 中間配当の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第454条第5項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ト. 取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の損害賠償責任につき、法令の限度において取締役会の決議により免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分果たすことができるようにすることを目的とするものであります。

チ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	長尾 収	1960年1月27日生	1982年4月 三井物産株式会社入社 2005年7月 株式会社MVC(現:三井物産グローバル投資株式会社)代表取締役社長就任 2009年10月 三井物産株式会社 金融・新事業推進本部企業投資部長 2012年4月 米国三井物産 上席副社長就任 米州本部業務本部長 2015年4月 株式会社ホープ 顧問就任 2017年11月 当社顧問就任 2018年3月 当社代表取締役社長就任(現任) 2019年3月 株式会社インフォマートインターナショナル 董事長就任(現任)	(注) 3	13,000
代表取締役副社長	藤田 尚武	1968年6月8日生	1992年4月 日産トレーディング株式会社入社 1997年7月 シーアイエス株式会社入社 2001年1月 当社入社 管理本部長 2001年10月 当社取締役就任 2005年1月 当社常務取締役就任 2018年3月 当社代表取締役副社長就任(現任)	(注) 3	6,811,000
専務取締役	長濱 修	1967年4月21日生	1994年8月 エス・オー・エム有限会社設立 代表取締役就任 2001年9月 当社入社 開発本部長 2003年3月 当社取締役就任 2018年3月 当社専務取締役就任(現任)	(注) 3	3,080,000
常務取締役	中島 健	1966年3月31日生	1988年4月 株式会社三和銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2010年3月 当社入社 取締役就任 2010年10月 当社経営企画本部長 2019年1月 当社常務取締役就任(現任)	(注) 3	133,600
取締役	加藤 一隆	1942年10月9日生	1999年6月 株式会社ジェフグルメカード 代表取締役社長就任 2001年5月 社団法人日本フードサービス協会(現:一般社団法人日本フードサービス協会) 専務理事就任 2001年11月 当社社外取締役就任(現任) 2014年5月 社団法人日本フードサービス協会(現:一般社団法人日本フードサービス協会) 顧問 就任(現任) 2020年6月 株式会社ジェフグルメカード 取締役会長就任(現任)	(注) 3	-
取締役	岡橋 輝和	1949年11月25日生	1972年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 三井物産株式会社 執行役員 関西支社副社長就任 2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長就任 2011年5月 セイコーホールディングス株式会社顧問 就任 2012年3月 当社社外取締役就任(現任) 2014年6月 山九株式会社取締役就任(現任) 2016年3月 株式会社マーキュリアインベストメント 社外取締役就任(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	兼川 真紀	1964年5月14日生	1988年4月 株式会社日本経済新聞社入社 1996年4月 弁護士登録(現在) 2004年3月 インテグラル法律事務所設立 パートナー就任(現任) 2006年12月 内閣府政府広報事業評価基準等検討会委員 (現任) 2011年8月 総務省独立行政法人評価委員会平和記念事業特別基金分科会専門委員 2012年4月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員(現任) 2013年6月 日本弁護士連合会事務次長 2013年7月 総務省独立行政法人評価委員会委員 2013年7月 総務省平和祈念事業アドバイザーボード 構成員(現任) 2016年4月 最高裁判所司法研修所教官(民事弁護) 2021年3月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	宮澤 等	1968年9月11日生	1993年3月 株式会社日本フードシステム入社 1998年8月 株式会社サンメディア入社 2005年2月 当社入社 2019年1月 当社人事・総務部長 2020年3月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	48,000
監査役	垣花 直樹	1952年5月9日生	1977年4月 株式会社三和銀行入行(現:株式会社三菱UFJ銀行)入行 2004年4月 株式会社UFJ銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行) コーポレートファイナンス部長 2007年6月 三菱UFJキャピタル株式会社 常務執行役員 2008年6月 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役常務就任 2011年10月 独立行政法人水資源機構監事 2016年3月 当社社外監査役就任(現任) 2019年1月 株式会社イントランス社外取締役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	瀧野 良夫	1956年5月11日生	1981年4月 株式会社伊勢丹入社 2008年3月 株式会社伊勢丹執行役員 株式会社三越伊勢丹ホールディングス準備 室付 2008年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 執行役員営業政策本部店舗運営部長 2010年3月 株式会社伊勢丹執行役員営業本部営業政策 部長 2011年4月 株式会社三越伊勢丹執行役員営業本部 伊勢丹立川店長 2013年4月 株式会社三越伊勢丹常務執行役員営業本部 基幹店事業部伊勢丹新宿本店長 2014年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 常務執行役員リスクマネジメント室長 2016年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 常務執行役員社長付 2016年6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 常勤監査役就任 2021年3月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 5	—
計					10,085,600

- (注) 1. 取締役加藤一隆、岡橋輝和及び兼川真紀は、社外取締役であります。
2. 監査役垣花直樹及び瀧野良夫は、社外監査役であります。
3. 2021年3月25日開催の第23期定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2020年3月27日開催の第22期定時株主総会の終結の時から4年間
5. 2021年3月25日開催の第23期定時株主総会の終結の時から4年間

② 社外役員の状況

当社コーポレート・ガバナンスにおいて、社外取締役及び社外監査役は以下の機能及び役割を担っております。

社外取締役は豊富な経営者経験及び幅広い見識を活かし、客観的な立場から経営を監視する機能を担っております。社外監査役は取締役会等に出席し意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう企画しております。また、社外監査役2名及び常勤監査役1名から構成される監査役会は、必要に応じ監督内容につき意見及び意見書の提出を行っております。

社外取締役及び社外監査役の選任においては、コーポレート・ガバナンスの実効性が高まるように独立性の保持及び経営者又は専門家としての経験や見識等を有していることを重視した選任を行い、本書提出日現在において、当社は社外取締役3名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役加藤一隆は、外食産業における豊富な経営経験並びに業界動向への見識があり、社外取締役岡橋輝和は、事業会社における豊富な経営経験があります。兼川真紀は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた豊富な経験、見識等を有しております。また、高い独立性を備えていることなどから、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出ており、社外の独立した立場から経営に対する適切な指導を行っております。

社外監査役垣花直樹は、事業会社における豊富な経営経験があり、瀧野良夫氏は、事業会社におけるコンプライアンス及びリスクマネジメントについて営業と管理の両側面からの豊富な経験があります。また、高い独立性を備えていることなどから、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出ており、社外の独立した立場から経営に対する適切な監査を行っております。

社外取締役3名及び社外監査役2名は、当社との重要な人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特に定めておりませんが、その選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役及び社外監査役が客観的な立場から経営を監視する機能を担えるように、内部統制部門及び会計監査人と必要に応じて相互に情報交換及び意見交換を行う体制をとっております。また、常勤監査役が内部統制部門及び会計監査人と密に連携することにより、十分な情報収集を行い、社外取締役及び社外監査役の活動を支援しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は3名のうち2名が社外監査役であり、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査役としてふさわしい人格及び見識を有している者を選任しております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画及び方針に基づき監査役監査を実施し、代表取締役及び取締役の職務執行を監視・監査しております。主に取締役会などの会社の重要な会議に出席することや重要書類等の閲覧により監査を実施しております。

内部監査人と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施計画、実施状況などについて報告を受け、適宜、意見及び情報交換を行い、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツと定期的にミーティングを行い、監査体制、監査計画、その実施状況等について、意見及び情報交換を行い、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

監査役会における主な検討事項は次のとおりであります。

- ・ 監査方針、監査計画および業務分担
- ・ 会計監査人に関する評価、選任
- ・ 常勤監査役の職務執行状況
- ・ 定時株主総会への付議議案内容
- ・ 監査報告の作成
- ・ 取締役の職務執行

当事業年度において当社は監査役会を17回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	宮澤 等	17	17
社外監査役	大川 恵之輔	17	16
社外監査役	垣花 直樹	17	16

② 内部監査の状況

内部監査は、組織上独立した内部監査人（1名）が行っております。内部監査人は、代表取締役社長により直接任命されております。

内部監査人は、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、重要な子会社を含む各部門に対し監査を行っております。監査の結果は、代表取締役社長に対し直接報告し、その後被監査部門に通知し、後日、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認が行われております。

また、監査役会及び会計監査人と定期的なミーティングを実施し、意見及び情報交換を行い、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

20年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員業務執行社員 阪田 大門氏

指定有限責任社員業務執行社員 瀧野 恭司氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士試験合格者等2名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、会計監査人の独立性、専門性及び品質管理体制等を総合的に検討した結果、適任であると判断し、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後

最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、当社の財務・経理部門、内部監査人から監査の実施状況等を収集し、過年度の監査実績や有限責任監査法人トーマツから監査体制、監査計画及び監査内容等に関するヒアリング結果等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適切であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	30,000	—	33,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	30,000	—	33,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトトーマツグループ）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	—	1,545	—	2,039
連結子会社	—	—	—	—
計	—	1,545	—	2,039

提出会社における非監査業務の内容

前連結会計年度

提出会社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務コンサルティング業務に係る報酬として1,545千円を支払っております。

当連結会計年度

提出会社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務コンサルティング業務に係る報酬として2,039千円を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬を決定するにあたっての特段の方針は定めておりませんが、当社の規模や特性、監査日数などをもとに総合的に勘案し決定しております。なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適正性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

(4) 【役員報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(i) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

ア. 取締役に対する報酬

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は月例の確定額報酬等とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しておりません。

また、取締役報酬の内容の決定に関する権限の適切な行使のための措置として、手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会では、各取締役の報酬に関する事項の協議と、適切な報酬水準であるかの判断を行い、結果を取締役に答申しております。

個人別の確定額報酬等については、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定しております。

なお、当社は2021年度より、取締役（社外取締役を除く。）に対して新たに非金銭報酬等として「譲渡制限付株式報酬制度」を導入し、確定額報酬等とあわせて金銭と譲渡制限付株式により支給する構成に改定いたしました。

「譲渡制限付株式報酬制度」とは、対象取締役が当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける制度です。対象取締役と当社との間では、年度毎に譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

(譲渡制限付株式割当契約の具体的な内容)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

イ. 監査役に対する報酬

監査役の報酬は月例の確定額報酬等とし、株主総会において承認された総額の範囲内において監査役会にて決定しております。

(ii) 役員報酬等に関する株主総会の決議の内容

当社の取締役の報酬総額については、2006年3月22日開催の第8期定時株主総会において年額200,000千円以内、また、監査役の報酬総額については、2005年3月29日開催の第7期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。

当事業年度における取締役の報酬額は、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定しております。

なお、当社は、2021年3月25日開催の第23期定時株主総会決議により、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしました。

対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額40,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内といたします。

(iii) 当事業年度にかかる報酬額の決定過程における指名報酬委員会の活動状況

当事業年度にかかる報酬額の決定過程における指名報酬委員会の審議は2019年11月に開催し、取締役の報酬等の妥当性について協議を行いました。取締役の報酬等の額については、固定の基本報酬とし、外部調査機関による役員報酬の調査結果などを参考に、国内外の同業または同規模の他企業との比較及び当社の中期経営計画を踏まえて報酬案を算定し、取締役会に答申しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	111,220	111,220	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	14,250	14,250	-	-	2
社外役員	15,000	15,000	-	-	4

(注) 2020年3月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、次の基準に基づき区分しております。

純投資 株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした投資株式
純投資目的以外 取引関係の維持・発展などを目的とした投資株式

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、投資先企業との取引関係の維持・発展などにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるかどうか等を検討し、総合的に判断しております。また、当該方針に基づき継続保有すべき否かについて検討しています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	4	52,473
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	49,973	事業関係の強化
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,267,745	7,055,826
売掛金	1,671,037	1,656,647
貯蔵品	3,763	4,042
その他	136,930	122,871
貸倒引当金	△25,018	△27,977
流動資産合計	9,054,457	8,811,411
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	119,662	162,792
工具、器具及び備品（純額）	41,202	38,409
有形固定資産合計	※1 160,865	※1 201,201
無形固定資産		
ソフトウェア	2,364,115	2,255,795
ソフトウェア仮勘定	31,786	204,761
その他	14,319	12,919
無形固定資産合計	2,410,222	2,473,477
投資その他の資産		
関係会社株式	—	※2 250,000
投資有価証券	520,072	563,381
繰延税金資産	502,263	431,966
敷金	292,233	281,220
その他	3,384	3,252
投資その他の資産合計	1,317,952	1,529,821
固定資産合計	3,889,040	4,204,500
資産合計	12,943,498	13,015,911

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	87,585	88,125
短期借入金	770,000	770,000
未払金	240,464	284,322
未払法人税等	282,517	112,573
子会社整理損失引当金	—	22,975
その他	416,904	412,967
流動負債合計	1,797,471	1,690,964
固定負債		
資産除去債務	28,440	31,142
固定負債合計	28,440	31,142
負債合計	1,825,912	1,722,107
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,212,512	3,212,512
資本剰余金	3,027,248	3,027,248
利益剰余金	4,947,103	5,112,203
自己株式	△529	△529
株主資本合計	11,186,335	11,351,435
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△68,749	△57,631
その他の包括利益累計額合計	△68,749	△57,631
純資産合計	11,117,586	11,293,804
負債純資産合計	12,943,498	13,015,911

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	8,540,699	8,777,359
売上原価	2,288,645	2,694,843
売上総利益	6,252,054	6,082,516
販売費及び一般管理費	※1 3,782,121	※1 4,610,987
営業利益	2,469,932	1,471,528
営業外収益		
受取利息	48	56
有価証券利息	3,353	3,335
未払配当金除斥益	191	108
その他	31	94
営業外収益合計	3,624	3,595
営業外費用		
支払利息	3,808	3,841
為替差損	2,381	12,836
支払手数料	7,018	604
その他	30	74
営業外費用合計	13,239	17,357
経常利益	2,460,317	1,457,766
特別損失		
減損損失	※2 210,051	—
投資有価証券評価損	9,999	—
子会社整理損失引当金繰入額	—	※3 22,491
原状回復費用	—	※4 26,500
特別損失合計	220,051	48,991
税金等調整前当期純利益	2,240,266	1,408,775
法人税、住民税及び事業税	546,356	324,247
法人税等調整額	△917	70,296
法人税等合計	545,439	394,543
当期純利益	1,694,827	1,014,232
親会社株主に帰属する当期純利益	1,694,827	1,014,232

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益	1,694,827	1,014,232
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2,323	11,118
その他の包括利益合計	※ 2,323	※ 11,118
包括利益	1,697,150	1,025,350
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,697,150	1,025,350

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,212,512	3,027,248	4,092,266	△383	10,331,644
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△839,990	—	△839,990
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,694,827	—	1,694,827
自己株式の取得	—	—	—	△146	△146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	854,837	△146	854,690
当期末残高	3,212,512	3,027,248	4,947,103	△529	11,186,335

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△71,072	△71,072	10,260,572
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△839,990
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,694,827
自己株式の取得	—	—	△146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,323	2,323	2,323
当期変動額合計	2,323	2,323	857,014
当期末残高	△68,749	△68,749	11,117,586

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,212,512	3,027,248	4,947,103	△529	11,186,335
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△849,132	—	△849,132
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,014,232	—	1,014,232
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	165,099	—	165,099
当期末残高	3,212,512	3,027,248	5,112,203	△529	11,351,435

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△68,749	△68,749	11,117,586
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△849,132
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,014,232
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,118	11,118	11,118
当期変動額合計	11,118	11,118	176,217
当期末残高	△57,631	△57,631	11,293,804

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,240,266	1,408,775
減価償却費	1,002,020	996,638
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	9,412	2,958
為替差損益 (△は益)	2,435	12,795
受取利息	△48	△56
有価証券利息	△3,353	△3,335
支払利息	3,808	3,841
減損損失	210,051	—
有価証券評価損益 (△は益)	9,999	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△132,738	14,378
仕入債務の増減額 (△は減少)	△16,828	539
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△41,052	△48,991
子会社整理損失引当金の増減額 (△は減少)	—	22,491
その他	87,504	39,402
小計	3,371,478	2,449,440
利息の受取額	8,511	8,519
利息の支払額	△3,827	△3,825
法人税等の支払額	△698,063	△472,513
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,678,097	1,981,621
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の取得による支出	—	△250,000
投資有価証券の取得による支出	△2,500	△49,973
有形固定資産の売却による収入	—	630
有形固定資産の取得による支出	△13,605	△66,834
無形固定資産の取得による支出	△786,804	△987,585
敷金及び保証金の差入による支出	△103,986	△68,219
敷金及び保証金の回収による収入	70	79,247
投資活動によるキャッシュ・フロー	△906,826	△1,342,735
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△840,481	△849,318
自己株式の取得による支出	△146	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△840,627	△849,318
現金及び現金同等物に係る換算差額	△493	△1,485
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	930,149	△211,918
現金及び現金同等物の期首残高	6,337,595	7,267,745
現金及び現金同等物の期末残高	※ 7,267,745	※ 7,055,826

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数3社

主要な連結子会社の名称

株式会社インフォーマートインターナショナル
インフォーマート北京コンサルティング有限公司
易通世界（北京）諮詢有限公司

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社数1社

主要な会社等の名称

I & M株式会社

4. 持分法適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度から、新規に設立いたしました I & M株式会社を持分法適用の関連会社を含めております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

ロ. 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定率法を採用しております。（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～31年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用期間（5年以内）による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 子会社整理損失引当金

当社グループの海外子会社であるインフォーマート北京コンサルティング有限公司及び易通世界（北京）諮詢有限公司について、事業の整理等の実施を予定しているため当該損失を見積計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開始され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大により飲食店等の営業自粛や休業が影響し、当社グループでは「BtoB-PF FOOD事業」のうち「BtoBプラットフォーム 受発注」の売り手企業の従量制（食材取引高に応じて課金）システム使用料が減少するなどの影響が出ています。

当社グループでは、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性について、新型コロナウイルス感染症の影響が短期では終息しないと仮定のもと、見積り及び判断を行っていますが、当連結会計年度において固定資産の減損の兆候は識別しておらず、また繰延税金資産の回収可能性については、見直しは不要であると判断しています。なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
減価償却累計額	210,843千円	251,530千円

※2 非連結子会社及び関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
関係会社株式	—	250,000千円
(うち、共同支配企業に対する 投資の金額)	(—)	(250,000千円)

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給与手当	1,293,665千円	1,625,640千円
賞与	399,654	412,271
支払手数料	272,755	340,548
退職給付費用	46,060	56,116
貸倒引当金繰入額	16,722	18,262
販売促進費	251,742	590,092

※2 減損損失

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場 所	用 途	種 類
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア

(2) 減損損失の認識に至った経緯

BtoB-PF ES事業の「BtoBプラットフォーム契約書」に関するソフトウェアの回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認められたため、減損損失を計上いたしました。

(3) 減損損失の金額

ソフトウェア	210,051千円
計	210,051千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社グループの回収可能価額は使用価値を使用しております。BtoB-PF ES事業の「BtoBプラットフォーム契約書」に関するソフトウェアは、回収可能価額を見込むことができないため、使用価値をゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

※3 子会社整理損失引当金繰入額

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社グループの海外子会社であるインフォマート北京コンサルティング有限公司及び易通世界(北京)咨询有限公司について、事業の整理等の実施を予定しているため当該損失を見積計上しております。

※4 原状回復費用

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当初増床を予定しておりました本社オフィスフロアについて、賃借を取りやめたことに伴い発生した一部設備の原状回復費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	2,323	11,118
組替調整額	—	—
為替換算調整勘定	2,323	11,118
その他の包括利益合計	2,323	11,118

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	129,715,600	—	—	129,715,600
合計	129,715,600	—	—	129,715,600
自己株式				
普通株式(注)1.2.	15,431,199	103	—	15,431,302
合計	15,431,199	103	—	15,431,302

(注) 1. 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

2. 単元未満株式の買取により103株増加しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	419,424	3.67	2018年12月31日	2019年3月28日
2019年7月31日 取締役会	普通株式	420,566	3.68	2019年6月30日	2019年9月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	426,280	3.73	2019年12月31日	2020年3月30日

(注) 当社は、2020年1月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1.	129,715,600	129,715,600	—	259,431,200
合計	129,715,600	129,715,600	—	259,431,200
自己株式				
普通株式 (注) 2.	15,431,302	15,431,302	—	30,862,604
合計	15,431,302	15,431,302	—	30,862,604

(注) 1. 2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、129,715,600株増加しております。

2. 2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、15,431,302株増加しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会 (注)	普通株式	426,280	3.73	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年7月31日 取締役会	普通株式	422,851	1.85	2020年6月30日	2020年9月7日

(注) 当社は、2020年1月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	425,137	1.86	2020年12月31日	2021年3月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	7,267,745千円	7,055,826千円
現金及び現金同等物	7,267,745	7,055,826

(リース取引関係)

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を長期的に調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクが存在しております。

敷金は、主に事務所等の建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主にソフトウェア開発に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理の方針に従い、営業債権については、本社財務・経理部と各事業部が連携して、営業債権の回収状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の債権管理方針に準じ同様の管理を行っております。有価証券の発行体（取引先企業）の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行い、信用状況に応じた残高管理をしております。なお、デリバティブ取引については取締役会決議に従って執行・管理を行っております。

また、敷金については、貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定することによりリスク低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2. を参照ください）。

前連結会計年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	7,267,745	7,267,745	—
②売掛金	1,671,037		
貸倒引当金(※)	△25,018		
	1,646,018	1,646,018	—
③投資有価証券			
満期保有目的の債券	517,572	519,350	1,777
④敷金	292,233	287,826	△4,406
資産計	9,723,568	9,720,939	△2,629
①買掛金	87,585	87,585	—
②短期借入金	770,000	770,000	—
③未払金	240,464	240,464	—
④未払法人税等	282,517	282,517	—
負債計	1,380,566	1,380,566	—

※売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	7,055,826	7,055,826	—
②売掛金	1,656,647		
貸倒引当金(※)	△27,977		
	1,628,670	1,628,670	—
③投資有価証券			
満期保有目的の債券	510,907	511,450	543
④敷金	281,220	275,251	△5,969
資産計	9,476,623	9,471,197	△5,426
①買掛金	88,125	88,125	—
②短期借入金	770,000	770,000	—
③未払金	284,322	284,322	—
④未払法人税等	112,573	112,573	—
負債計	1,255,020	1,255,020	—

※売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④敷金

敷金の時価については、返済予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定しております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
非上場株式	2,500	252,500
新株予約権	—	49,973

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本注記での記載をしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2019年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	7,267,745	—	—
売掛金	1,671,037	—	—
投資有価証券			
満期保有目的の債券	—	500,000	—
敷金	—	—	292,233

当連結会計年度 (2020年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	7,055,826	—	—
売掛金	1,656,647	—	—
投資有価証券			
満期保有目的の債券	—	500,000	—
敷金	9,951	—	271,269

4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2019年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	770,000	—	—	—	—	—

当連結会計年度 (2020年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	770,000	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	517,572	519,350	1,777
合計		517,572	519,350	1,777

当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	510,907	511,450	543
合計		510,907	511,450	543

2. その他有価証券

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

その他有価証券 (連結貸借対照表価額2,500千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

その他有価証券 (連結貸借対照表価額52,473千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当連結会計年度において、その他有価証券の株式について9,999千円減損処理を行っております。

当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額等は、62,265千円であります。

当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額等は、73,536千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	22,424千円	14,134千円
前受金益金算入	8,858	13,942
未払事業所税	2,116	2,455
減価償却超過額	263,257	278,032
繰延資産償却超過額	2,217	2,229
減損損失	197,230	108,621
投資有価証券評価損	12,247	12,247
貸倒引当金繰入限度超過額	7,660	8,566
資産除去債務	8,708	9,535
繰越欠損金	71,178	75,713
その他	1,675	10,123
繰延税金資産小計	597,575	535,604
評価性引当額	△89,073	△97,497
繰延税金資産合計	508,502	438,106
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,239	△6,139
繰延税金負債合計	△6,239	△6,139
繰延税金資産の純額	502,263	431,966

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.11%	0.07%
住民税均等割	0.46%	0.74%
合併により引き継いだ欠損金の繰越控除	△6.70%	—%
評価性引当額の増減	—%	0.28%
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	—%	△4.28%
その他	△0.14%	0.58%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.35%	28.01%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

各セグメントに属するサービスの種類は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主なサービス
BtoB-PF FOOD事業	日々の受発注業務を効率化する「BtoBプラットフォーム 受発注」の提供と、食の安心・安全の仕組みづくりを推進する「BtoBプラットフォーム 規格書」の提供
BtoB-PF ES事業	企業間の請求書を電子化し、ペーパーレスを実現する「BtoBプラットフォーム 請求書」の提供と、購買・営業ツールとして商談業務を効率化する「BtoBプラットフォーム 商談」の提供

2. 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1.	合計	調整額 (注) 2.	連結財務諸表 計上額 (注) 3.
	BtoB-PF FOOD	BtoB-PF ES	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,826,985	1,709,586	8,536,572	4,126	8,540,699	-	8,540,699
セグメント間の内部 売上高又は振替高	80	-	80	40,077	40,158	△40,158	-
計	6,827,066	1,709,586	8,536,652	44,204	8,580,857	△40,158	8,540,699
セグメント利益又は 損失 (△)	3,373,485	△898,666	2,474,819	△8,861	2,465,957	3,975	2,469,932
セグメント資産	3,747,134	1,452,347	5,199,481	4,228	5,203,710	7,739,787	12,943,498
その他の項目							
減価償却費	724,059	286,979	1,011,039	67	1,011,107	-	1,011,107
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	548,664	294,967	843,631	-	843,631	-	843,631

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない海外事業であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額3,975千円は、セグメント間取引消去等であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1.	合計	調整額 (注) 2.	連結財務諸表 計上額 (注) 3.
	BtoB-PF FOOD	BtoB-PF ES	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,687,885	2,085,407	8,773,292	4,066	8,777,359	—	8,777,359
セグメント間の内部 売上高又は振替高	91	—	91	40,552	40,643	△40,643	—
計	6,687,976	2,085,407	8,773,383	44,619	8,818,003	△40,643	8,777,359
セグメント利益又は 損失（△）	2,687,355	△1,218,739	1,468,616	△4,649	1,463,966	7,561	1,471,528
セグメント資産	3,689,689	1,858,560	5,548,250	2,438	5,550,688	7,465,222	13,015,911
その他の項目							
減価償却費	730,169	272,352	1,002,521	78	1,002,600	—	1,002,600
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	617,425	500,276	1,117,701	—	1,117,701	—	1,117,701

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない海外事業であります。

2. セグメント利益又は損失（△）の調整額7,561千円は、セグメント間取引消去等であります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	連結財務諸表 計上額
	BtoB-PF FOOD	BtoB-PF ES	計			
減損損失	—	210,051	210,051	—	—	210,051

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	48円64銭	49円41銭
1株当たり当期純利益	7円41銭	4円44銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
 2. 当社は、2019年10月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	11,117,586	11,293,804
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	11,117,586	11,293,804
普通株式の発行済株式数(株)	259,431,200	259,431,200
普通株式の自己株式数(株)	30,862,604	30,862,604
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	228,568,596	228,568,596

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,694,827	1,014,232
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,694,827	1,014,232
普通株式の期中平均株式数(株)	228,568,646	228,568,596

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、新たに譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議し、2021年3月25日開催の第23回定時株主総会において本制度に関する議案を決議いたしました。

1. 本制度の導入目的

当社の取締役の報酬等の額は、2006年3月22日開催の第8期定時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしました。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額40,000千円以内としております。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとする。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額40,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年60,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。

3. 譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

下記のとおりです。また、本制度の導入目的である当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えらるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を30年間としております。

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 処分期日 | 2021年4月23日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 17,541株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき898円 |
| (4) 処分総額 | 15,751,818円 |
| (5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数 | 当社の取締役（社外取締役を除きます。）4名 10,193株
当社の取締役を兼務しない執行役員 11名 7,348株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出して
おります。 |

2. 処分の目的及び理由

上記「（譲渡制限付株式報酬制度の導入）」に記載のとおりです。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	770,000	770,000	0.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	770,000	770,000	—	—

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	2,179,858	4,207,013	6,410,915	8,777,359
税金等調整前四半期(当期)純利益	483,704	747,206	1,045,685	1,408,775
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益	333,324	514,221	717,082	1,014,232
1株当たり四半期(当期)純利益	1.46	2.25	3.14	4.44

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益	1.46	0.79	0.89	1.30

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,262,804	7,027,720
売掛金	1,671,365	1,656,947
貯蔵品	3,763	4,042
前渡金	1,993	1,631
前払費用	56,955	69,822
その他	85,531	61,045
貸倒引当金	△25,018	△27,977
流動資産合計	9,057,396	8,793,233
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	119,662	162,792
工具、器具及び備品（純額）	41,135	38,182
有形固定資産合計	160,798	200,974
無形固定資産		
ソフトウェア	2,393,858	2,278,366
ソフトウェア仮勘定	32,256	204,761
特許権	3,199	2,569
商標権	10,425	9,654
その他	695	695
無形固定資産合計	2,440,434	2,496,047
投資その他の資産		
投資有価証券	520,072	563,381
関係会社株式	0	250,000
関係会社長期貸付金	228,624	258,022
長期前払費用	384	252
繰延税金資産	502,263	431,966
敷金	291,046	280,018
その他	3,000	3,000
貸倒引当金	△228,624	△258,022
投資その他の資産合計	1,316,765	1,528,619
固定資産合計	3,917,999	4,225,641
資産合計	12,975,395	13,018,874

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	87,585	88,125
短期借入金	770,000	770,000
未払金	233,008	277,391
未払費用	156,766	175,013
未払法人税等	282,467	112,529
前受金	31,084	49,786
預り金	90,657	100,032
その他	135,578	86,393
流動負債合計	1,787,149	1,659,272
固定負債		
資産除去債務	28,440	31,142
固定負債合計	28,440	31,142
負債合計	1,815,590	1,690,415
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,212,512	3,212,512
資本剰余金		
資本準備金	2,649,287	2,649,287
その他資本剰余金	377,960	377,960
資本剰余金合計	3,027,248	3,027,248
利益剰余金		
利益準備金	5,241	5,241
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,915,332	5,083,986
利益剰余金合計	4,920,573	5,089,227
自己株式	△529	△529
株主資本合計	11,159,805	11,328,459
純資産合計	11,159,805	11,328,459
負債純資産合計	12,975,395	13,018,874

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	8,536,652	8,773,383
売上原価	2,297,861	2,709,814
売上総利益	6,238,791	6,063,569
販売費及び一般管理費	※1 3,763,971	※1 4,594,953
営業利益	2,474,819	1,468,616
営業外収益		
受取利息	37	37
有価証券利息	3,353	3,335
未払配当金除斥益	191	108
その他	30	85
営業外収益合計	3,612	3,566
営業外費用		
支払利息	3,808	3,841
貸倒引当金繰入額	11,277	29,398
支払手数料	6,054	—
為替差損	—	39
その他	30	74
営業外費用合計	21,170	33,353
経常利益	2,457,261	1,438,830
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	61	—
特別利益合計	61	—
特別損失		
投資有価証券評価損	9,999	—
減損損失	※2 210,051	—
原状回復費用	—	※3 26,500
特別損失合計	220,051	26,500
税引前当期純利益	2,237,271	1,412,330
法人税、住民税及び事業税	546,356	324,247
法人税等調整額	△917	70,296
法人税等合計	545,439	394,543
当期純利益	1,691,832	1,017,786

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
1		860,248	37.4	830,791	30.7
2		312,530	13.6	333,784	12.3
3		678,953	29.6	1,045,488	38.6
4		68,593	3.0	108,683	4.0
5		5,544	0.2	3,803	0.1
6		371,991	16.2	387,262	14.3
売上原価		2,297,861	100.0	2,709,814	100.0

(注) 製品・仕掛品がないため、原価計算制度は採用しておりません。その他には、保守メンテナンス費用等が含まれております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,212,512	2,649,287	377,964	3,027,252	5,241	4,063,490	4,068,731
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△839,990	△839,990
当期純利益	—	—	—	—	—	1,691,832	1,691,832
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
合併による増減	—	—	△3	△3	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△3	△3	—	851,842	851,842
当期末残高	3,212,512	2,649,287	377,960	3,027,248	5,241	4,915,332	4,920,573

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△383	10,308,113	10,308,113
当期変動額			
剰余金の配当	—	△839,990	△839,990
当期純利益	—	1,691,832	1,691,832
自己株式の取得	△146	△146	△146
合併による増減	—	△3	△3
当期変動額合計	△146	851,692	851,692
当期末残高	△529	11,159,805	11,159,805

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,212,512	2,649,287	377,960	3,027,248	5,241	4,915,332	4,920,573
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△849,132	△849,132
当期純利益	—	—	—	—	—	1,017,786	1,017,786
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
合併による増減	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	168,653	168,653
当期末残高	3,212,512	2,649,287	377,960	3,027,248	5,241	5,083,986	5,089,227

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△529	11,159,805	11,159,805
当期変動額			
剰余金の配当	—	△849,132	△849,132
当期純利益	—	1,017,786	1,017,786
自己株式の取得	—	—	—
合併による増減	—	—	—
当期変動額合計	—	168,653	168,653
当期末残高	△529	11,328,459	11,328,459

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～31年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用期間（5年以内）による定額法を採用しております。

特許権については主に8年で償却しております。

商標権については主に10年で償却しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）に関しては連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75%、当事業年度82%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25%、当事業年度18%であります。

主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
給与手当	1,286,543千円	1,618,708千円
役員報酬	117,380	140,470
賞与	399,654	412,271
法定福利費	257,000	309,679
旅費交通費	178,683	75,563
支払手数料	267,586	335,708
販売促進費	251,742	590,092
減価償却費	158,541	187,628
貸倒引当金繰入額	16,772	18,262

※2 減損損失

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(1) 減損損失を認識した主な資産

場 所	用 途	種 類
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア

(2) 減損損失の認識に至った経緯

BtoB-PF ES事業の「BtoBプラットフォーム契約書」に関するソフトウェアの回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認められたため、減損損失を計上いたしました。

(3) 減損損失の金額

ソフトウェア等	210,051千円
計	210,051千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社の回収可能価額は使用価値を使用しております。BtoB-PF ES事業の「BtoBプラットフォーム契約書」に関するソフトウェアは、回収可能価額を見込むことができないため、使用価値をゼロとして評価しております。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

※3 原状回復費用

前連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当初増床を予定しておりました本社オフィスフロアについて、賃借を取りやめたことに伴い発生した一部設備の原状回復費用であります。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

2. 関連会社株式

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

関連会社株式(貸借対照表計上額250,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	22,424千円	14,134千円
前受金益金算入	8,858	13,942
未払事業所税	2,116	2,455
減価償却超過額	263,257	278,032
繰延資産償却超過額	2,217	2,229
投資有価証券評価損	12,247	12,247
関係会社株式評価損	5,843	5,843
貸倒引当金繰入限度超過額	77,665	87,573
資産除去債務	8,708	9,535
減損損失	197,230	108,621
その他	1,675	10,123
繰延税金資産小計	602,245	544,740
評価性引当額	△93,742	△106,633
繰延税金資産合計	508,502	438,106
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,239	△6,139
繰延税金負債合計	△6,239	△6,139
繰延税金資産の純額	502,263	431,966

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.11%	0.07%
住民税均等割	0.46%	0.74%
評価性引当額の増減	0.16%	0.91%
合併により引き継いだ欠損金の繰越控除	△6.71%	—%
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	—%	△4.27%
その他	△0.26%	△0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.38%	27.94%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	119,662	65,901	—	22,772	162,792	75,382
	工具、器具及び備品	41,135	15,553	674	17,832	38,182	175,931
	計	160,798	81,454	674	40,604	200,974	251,314
無形固定資産	ソフトウェア	2,393,858	865,559	—	981,051	2,278,366	—
	ソフトウェア仮勘定	32,256	1,038,065	865,559	—	204,761	—
	特許権	3,199	—	—	629	2,569	—
	商標権	10,425	1,325	—	2,096	9,654	—
	その他	695	—	—	—	695	—
	計	2,440,434	1,904,950	865,559	983,777	2,496,047	—

(注) 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

増加

無形固定資産

ソフトウェア BtoBプラットフォーム 開発費 865,559千円

ソフトウェア仮勘定 BtoBプラットフォーム 開発費 1,038,065千円

減少

無形固定資産

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェアへの振替 865,559千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	253,642	47,660	15,303	285,999

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	(注)
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 (特別口座)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ウェブサイトに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 https://www.infomart.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない旨を定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第22期）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

2020年3月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年3月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第23期第1四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）

2020年5月14日関東財務局長に提出。

（第23期第2四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

2020年8月7日関東財務局長に提出。

（第23期第3四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）

2020年11月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議事項）に基づく臨時報告書を2020年3月31日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

2021年3月25日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪田 大門 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォマートの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォマート及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インフォマートの2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社インフォマートが2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施期間、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月25日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阪田 大門 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォマートの2020年1月1日から2020年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、連貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォマートの2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月26日
【会社名】	株式会社インフォーマート
【英訳名】	Infomart Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 收
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 藤田 尚武
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 長尾 収及び代表取締役副社長 藤田尚武は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、他の連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものの評価手続については、評価対象となる内部統制全体を適切に理解した上で、適切な関係者への質問、記録の検証、対象業務の観察等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の業績予想も考慮した上で、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、ソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施する事により、ITに関する事項を含め、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当する事項はありません。

5 【特記事項】

該当する事項はありません。